

島根県公共工事請負契約約款に係る
設計・契約変更の手引き(案)

平成23年4月
島根県土木部技術管理課

目次

1. 設計・契約変更の手引き(案)策定の目的	P 1
設計・契約変更の現状	P 1
設計・契約変更の課題	P 1
手引き策定の目的	P 1
2. 設計・契約変更の基本事項	P 2
設計変更と契約変更	P 2
契約変更の範囲	P 2
設計・契約変更の対象となる事項	P 3
指定・任意の考え方	P 4
施工条件の明示	P 5
3. 発注者・受注者の責務	P 6
発注者の責務	P 6
受注者の責務	P 6
4. 設計・契約変更の考え方	P 7
受注者が照査結果の確認を請求した場合[契約約款第19条第1項]	P 7
設計図書の照査と設計・契約変更	P 7
「設計図書の照査」の範囲を超える事項	P 8
設計図書がお互いに一致しない場合[契約約款第19条第1項1号]	P 9
設計図書に誤り又は漏れがある場合[契約約款第19条第1項2号]	P 9
設計図書の表示が明確でない場合[契約約款第19条第1項3号]	P 9
設計図書と実際の工事現場が一致しない場合[契約約款第19条第1項4号]	P 10
予期することのできない特別な状況が生じた場合[契約約款第19条第1項5号]	P 10
発注者が必要と認め変更する場合[契約約款第20条]	P 11
工事を一時中止する必要がある場合[契約約款第21条]	P 13
受注者の請求による工期の延長[契約約款第22条]	P 15
5. 契約変更の手続[契約約款第24・25条]	P 17
工期の変更[契約約款第24条]	P 17
請負代金額の変更[契約約款第25条]	P 17
6. 契約金額の変更に代える設計図書の変更[契約約款第31条]	P 18

1. 設計・契約変更の手引き(案)策定の目的

設計・契約変更の現状

契約図書に条件明示されている事項は、現場条件が一致しない場合には、契約書の関連事項に基づき、設計図書に条件明示した事項を変更し必要に応じて請負代金額の変更を行っている。設計変更に係る問題は生じにくい。

契約図書に条件明示が脱漏又は不明確となっている事項や任意仮設等一式計上されている事項は、契約書の関連事項に基づく手順が適正に行われていない場合があり、設計変更に係る問題が生じる場合がある。

設計・契約変更の課題

適正でない「設計・契約変更」は、受注者にとっては重大な問題。

手引き策定の目的

設計変更に必要な手続き等を発注者・受注者相互で再認識する。手引き(案)に基づき、設計・契約変更の円滑化・適正化を図る。

2. 設計・契約変更の基本事項

設計変更と契約変更

設計変更及び契約変更の基本原則

やむを得ず直近の設計に差異を生じた場合に行う。

設計変更と契約変更

設計変更は、設計図書の内容の変更に係るものをいう。

契約変更は、設計変更に伴う請負代金額の変更又は工期の変更の決定に基づく契約の変更をいう。

契約変更の範囲

設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。

一式で計上しているものについては、原則として契約変更の対象としない。

(ただし、受注者に図面、仕様書、現場説明で設計条件、施工方法を明示しているもので、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除く。)

設計・契約変更の対象となる事項

島根県公共工事請負契約約款(以下、契約約款)で定めている設計・契約変更の対象となる事項は以下のとおり[契約約款第31条]

設計・契約変更の対象となる事項		契約約款条項
1.	図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合 (これらの優先順位が定められている場合を除く)	第19条 第1項 第1号
2.	設計図書に誤り又は漏れがある場合	第19条 第1項 第2号
3.	設計図書の表示が明確でない場合	第19条 第1項 第3号
4.	工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的 又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	第19条 第1項 第4号
5.	設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態 が生じた場合	第19条 第1項 第5号
6.	発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合	第20条
7.	工事を一時中止する必要がある場合	第21条
8. その他	特許権等の使用	第8条
	支給材料及び貸与品	第15条
	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	第17条
	受注者の請求による工期の延長	第22条
	発注者の請求による工期の短縮等	第23条
	賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更	第26条
	臨機の措置	第27条
	一般的損害	第28条
	不可抗力による損害	第30条
部分使用	第34条	

指定・任意の考え方

契約約款第1条3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

指定 設計図書で指定したとおり施工を行わなければならないもの

任意 設計図書では指定せず、受注者の責任において施工を行うことができるもの

仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。

仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。

(ただし、受注者の責めによらない場合を除く)

当初設計時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

(ただし、受注者の責めによる場合を除く)

指定・任意の考え方

	指定	任意
設計図書での取り扱い	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法について具体的に指定しない (契約条件ではないが、参考図として標準的工法等を示すことがある)
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更が生じた場合の設計変更	対象とする (但し、受注者の責めによる場合を除く)	対象としない (但し、受注者の責めによらない場合を除く)
当初明示した条件の変更が生じた場合の設計変更	対象とする (但し、受注者の責めによる場合を除く)	対象とする (但し、受注者の責めによる場合を除く)

施工条件の明示

発注者は、契約約款第19条第1項第4号に定めたとおり、受注者が工事の目的に即した適切な施工ができるよう設計図書(現場説明書等)に必要な施工条件を明示しなければならない。

施工条件書に記載されている事項を明示する。細部について規定する必要がある場合は、特記仕様書にも明示する。

3. 発注者・受注者の責務

発注者の責務

受注者が適切に施工ができるよう、設計図書には必要な条件を明示しなければならない。

変更の必要がある場合は、受注者に対して書面により指示を行わなければならない。

工事の施工に係る制約事項については、設計図書に条件明示を行う。

受注者が実施した設計図書の照査の結果、受注者から確認の請求があった場合は調査を行う。その結果を受注者に通知し、必要があると認められる時は設計変更又は契約変更を行う。設計変更を行う必要が生じた場合など必要な指示、協議等は書面で行う。

受注者の責務

工事の目的が達せられるよう施工する義務があり、工事に係る発注者の意図、設計図書、現場条件等を確認する必要がある。

設計図書に不明瞭な事項がある場合は質問にて確認のうえ入札書を提出する。

工事着手時点で設計図書を照査し疑義を明確にする。

施工中疑義が生じた場合は、発注者と書面による協議を行い、発注者からの書面での指示に従い施工する。

4. 設計・契約変更の考え方

受注者が照査結果の確認を請求した場合 [契約約款第19条第1項]

設計図書の照査と設計・契約変更

受注者は、契約約款第19条第1項第1号～第5号及び土木工事共通仕様書1-1-3(設計図書の照査等)で定める照査を実施する。

監督職員は、受注者から照査の確認を請求されたとき、又は自ら事実を発見したときは、受注者の立会いのうえ調査を実施する。
(受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに行うこともできる。)

監督職員は、調査の結果をとりまとめ、調査終了後14日以内に、結果を受注者に通知する。

必要があると認められるときは、設計図書を訂正、変更する。
「必要があると認められるとき」とは、発注者の意志ではなく客観的に決定する。
確認された事実が軽微で、当初の設計図書に従って施工を継続しても支障がない場合を除く。

設計図書を訂正、変更した場合、必要があると認められるときは、工期、請負代金額を変更する。
「必要があると認められるとき」とは、発注者又は受注者が認めるときではなく客観的に決定する。
設計図書の変更等が行われても、全く工期又は請負代金額に影響を及ぼさない等特殊な場合を除く。

「設計図書の照査」の範囲を超える事項

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える事項

現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。

現地測量の結果、縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。

現地調査の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。

現地調査の結果、土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。

構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造物の再計算が必要となるもの。

構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。

現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。

構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。

基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。

土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。

構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。

設計根拠まで遡る設計図書の見直し。

舗装修繕工事の縦横断設計(当初の設計図書に縦横断図面が示されており、その修正を行う場合。)

ただし、設計図書で縦横断図が示されておらず、島根県公共工事共通仕様書第3編2 - 6 - 15路面切削工、2 - 6 - 17オーバーレイ工等に該当し、縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。

なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図の作成は、受注者の費用負担によるものとする。

設計図書がお互いに一致しない場合[契約約款第19条第1項1号]

事例

図面と設計書(金抜き)の材料の寸法、規格、数量等の記載が一致しない。
平面図と縦断図の延長、材料名称、仕様等の記載が一致しない。…etc

設計図書に誤り又は漏れがある場合[契約約款第19条第1項2号]

「誤りがある場合」の事例

設計図書に示されている施工方法では、条件明示されている土質に対応できない。
図面に記載されている材料の規格が間違っている。…etc

「漏れがある場合」の事例

図面に使用材料の規格が記載されていない。
一式工事について、図面、仕様書又は現場説明書に設計条件又は施工方法に係る必要事項が記載されていない。…etc

設計図書の表示が明確でない場合[契約約款第19条第1項3号]

事例

材料の使用量が共通仕様書の記載と特記仕様書の記載とが異なる。
水替工の記載はあるが、作業時、常時など運転状況の記載がない。
用地買収が未了との記載はあるが、着工見込み時期の記載がない…etc

設計図書と実際の工事現場が一致しない場合 [契約約款第19条第1項4号]

事例

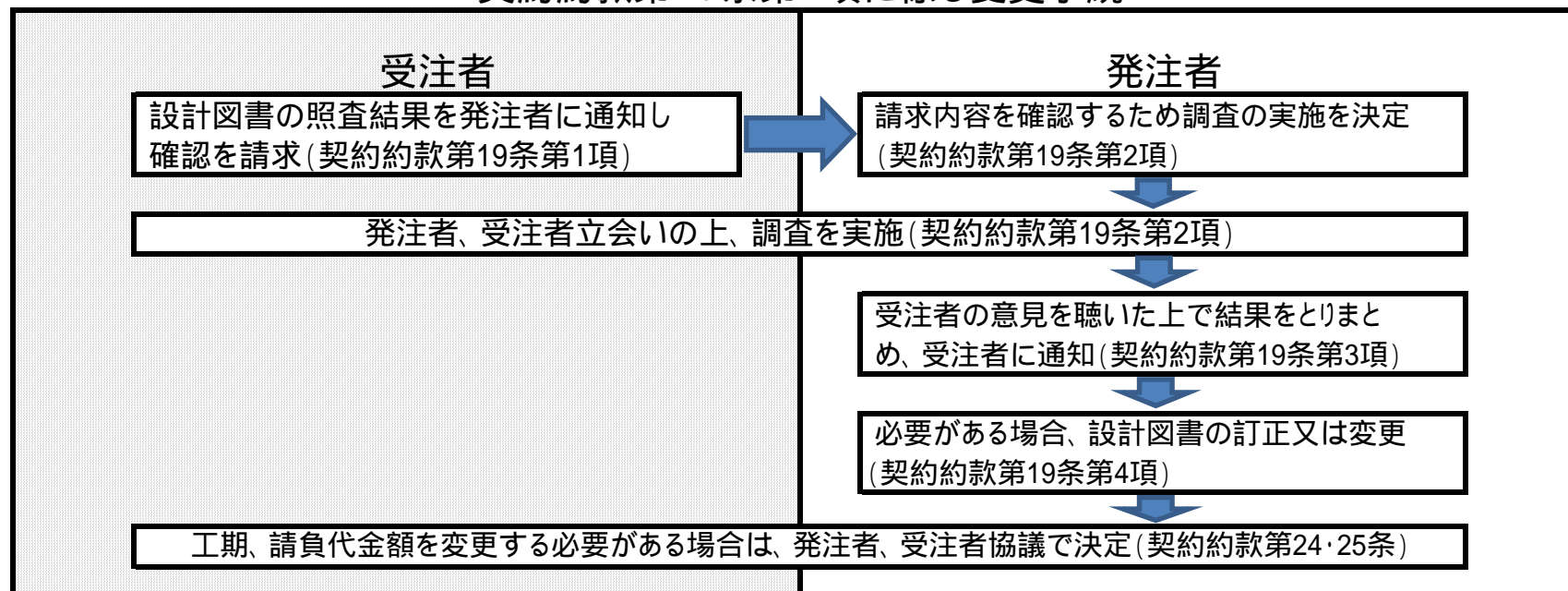
設計図書に明示された土質や地下水位が工事現場と一致しない。
設計図書に明示された地盤高が工事現場と一致しない。
設計図書に明示された地下埋設物の位置が工事現場と一致しない。・・・etc

予期することのできない特別な状況が生じた場合 [契約約款第19条第1項5号]

事例

施工中に埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった。
工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった。・・・etc

契約約款第19条第1項に係る変更手続



発注者が必要と認め変更する場合 [契約約款第20条]

発注者は、工事の施工途中において、当初発注の内容を変更せざるを得ない事態が生じた場合

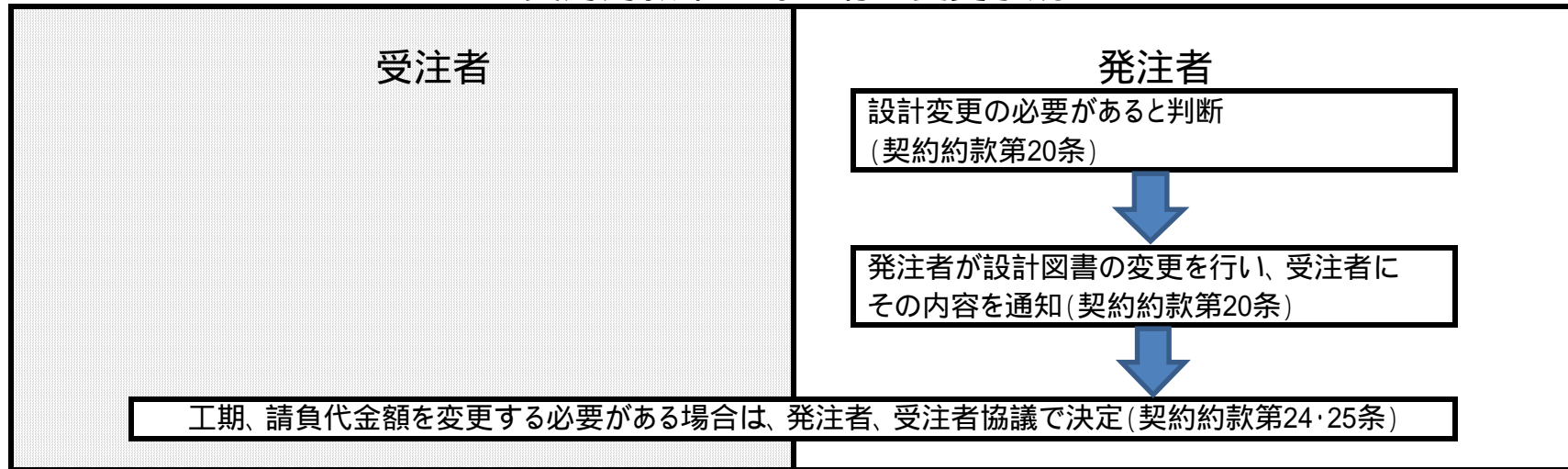
必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知し、設計図書の変更を行う。
「必要があると認める」とは、発注者の判断であり、場合によってはその理由を受注者に示す必要はない。

この場合、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額の変更を行う。
「必要があると認められるとき」とは、発注者又は受注者が認めるときではなく客観的に決定する。
従って、設計図書の変更等が行われても、全く工期又は請負代金額に影響を及ぼさない等特殊な場合を除き変更を行うべき。

事例

地元調整、関係機関協議の結果、施工範囲、施工内容、施工日・時間の変更を行う。
新たに施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する。
関連する工事の影響による施工条件の変更により、施工内容の変更を行う。
工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設(共通仮設費の率分以外)を必要と判断し、追加する。…etc

契約約款第20条に係る変更手続



工事を一時中止する必要がある場合 [契約約款第21条]

工事用地等の確保ができない等のため又は自然的若しくは人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合。

[契約約款第21条第1項]

「工事を施工できないと認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断により決まるものではない。

上記以外に、発注者が必要であると認める場合。 [契約約款第21条第2項]

「必要であると認める」とは、発注者の判断による。

発注者は、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を中止させることができる。

[契約約款第21条第1・2項]

工事の中止に伴う増加費用等の負担については、受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、「工事現場の維持に要する費用」、「工事体制の縮小に要する費用」、「工事の再開準備に要する費用」とする。

[契約約款第21条第1・2項]

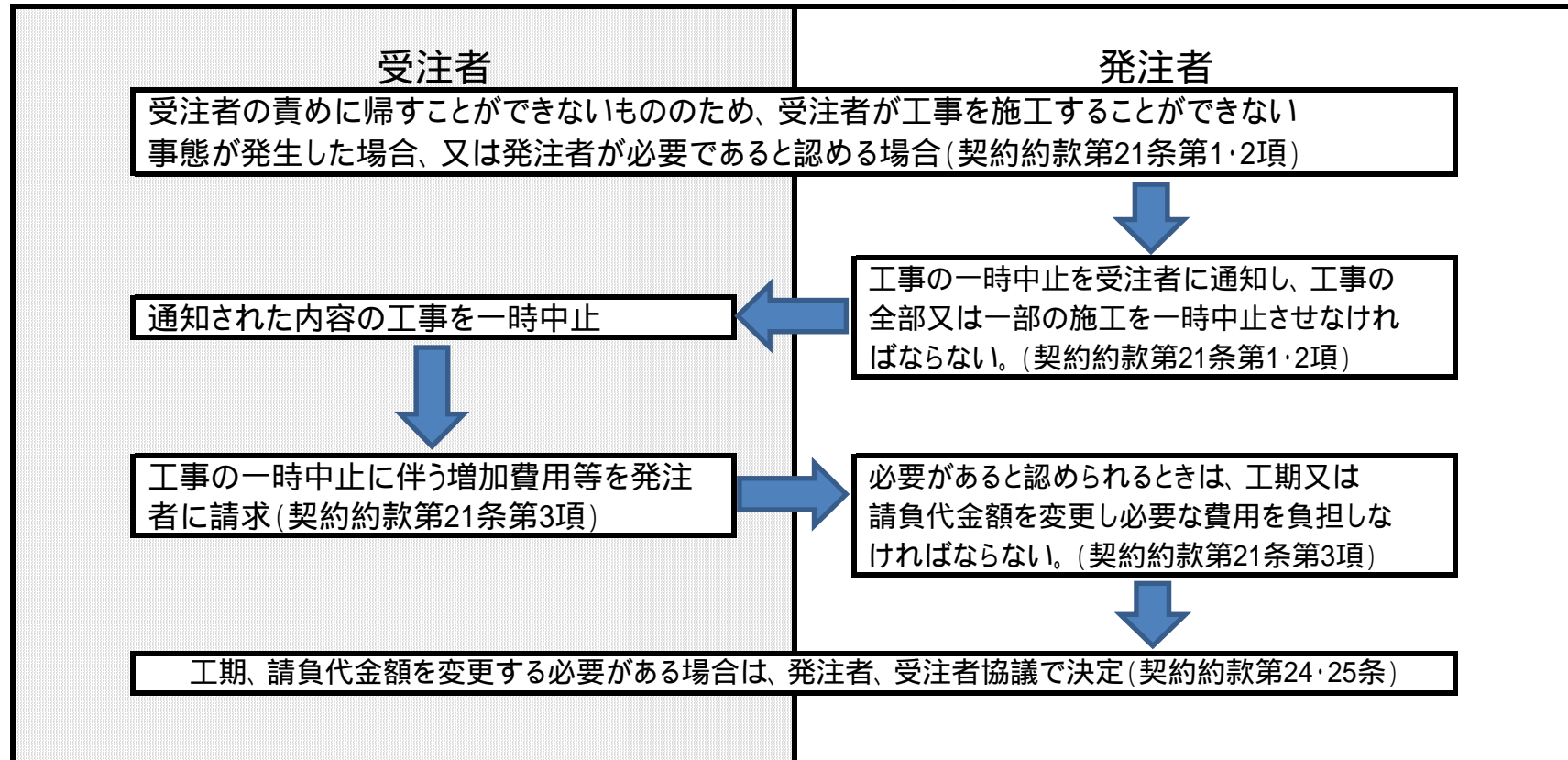
「工事用地等の確保ができない場合」の事例

発注者の義務である工事用地等(施工上必要な用地)の確保が行われていない。

「自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない場合」の事例

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、反対運動等の妨害活動、埋蔵文化財の発掘又は調査等。

契約約款第21条に係る変更手続



受注者の請求による工期の延長 [契約約款第22条]

天候の不良等受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないとき。 [契約約款第22条第1項]

受注者は、その理由を明示した書面により発注者に工期の延長の変更を請求することができる。 [契約約款第22条第1項]

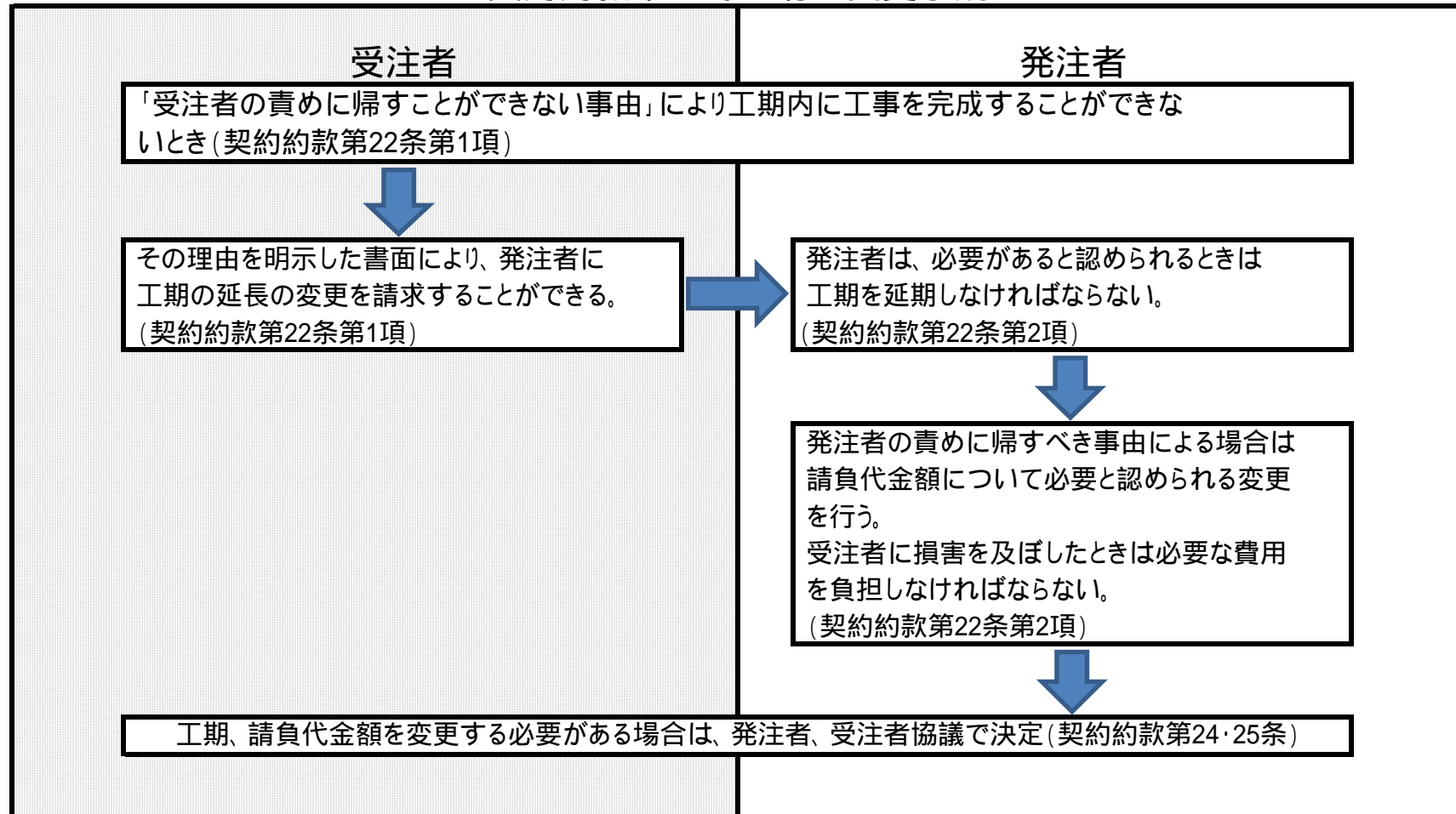
発注者は、受注者から請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。 [契約約款第22条第2項]

発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 [契約約款第22条第2項]

「受注者の責めに帰すことができない事由」の事例

天候の不良、発注者の行う関連工事の調整への協力、不可抗力(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象)、監督職員の失火による火災など

契約約款第22条に係る変更手続



5. 契約変更の手続 [契約約款第24・25条]

工期の変更 [契約約款第24条]

工期の変更は、発注者、受注者協議による。
協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め受注者に通知する。
協議の開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。
発注者が工期の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合、受注者は協議開始日を定め発注者に通知する。

請負代金額の変更 [契約約款第25条]

請負代金額の変更は、発注者、受注者協議による。
協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め受注者に通知する。
協議の開始日は、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。
発注者が工期の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合、受注者は協議開始日を定め発注者に通知することができる。
受注者が増加費用を必要した場合又は損害を受けた場合に、発注者が負担する必要な費用の額については、発注者、受注者が協議して定める。

6. 契約金額の変更に代える設計図書の変更 [契約約款第31条]

発注者は、請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別な理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。

請負代金額の増額が発生する場合、発注者は予算を確保しておかなければならない。予算が確保できていない場合は、会計制度上問題となる。

このよう場合には、設計図書を変更し、当初の請負代金額又は発注者の負担しうる範囲内の増額等に相応する工事量とすることができる。

設計図書の変更内容は、発注者・受注者協議により定める。

協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め受注者に通知する。

協議の開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。

発注者が工期の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合、受注者は協議開始日を定め発注者に通知することができる。